



パート・アルバイト等で働く被扶養者の方へ

一時的な収入増は 被扶養者の資格確認の際に事業主の 証明書を提出してください

「年収の壁」対策として、パート・アルバイト等で働く被扶養者で
被扶養者の収入要件を超える一時的な収入増があった場合は、
事業主からの証明書を提出すれば継続して被扶養者になることができます。

健康保険の被扶養者には年収の要件が定められています。この要件が「年収の壁」になり、仕事があるのに被扶養者の資格を維持するために働くことができないと指摘されています。

そこでこのような状況を解消するために、事業主が一時的な収入増であることを証明することで、引き続き被扶養者として認定される仕組みになりました。パート・アルバイト等で収入が被扶養者の収入要件を上回る場合には、人手不足で労働時間を延長して一時的に収入が増えたという証明書を事業主に作成してもらい、被扶養者資格の確認の際に提出してください。事業主の証明書に使用する書式は厚生労働省のWEBサイトに掲載されています。

ただし、この仕組みはあくまで一時的な収入増に対応するためのものですので、利用できるのは原則として連続2年間までです。

年収要件：年収130万円未満

60歳以上・障害年金受給者は180万円未満、配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満

＜ 事業主の証明書を提出する流れ ＞

労働時間延長で 収入増



人手不足による労働時間の延長などで収入が被扶養者の要件を上回った。

事業主が証明書を 作成



被扶養者のパート・アルバイト先の事業主に依頼して証明書を作成してもらう。

資格確認の際に 提出



健康保険組合の行う被扶養者資格の確認の際に、事業主の証明書を提出する。

Q

どのような収入増が対象ですか？

人手不足で働く日数が多くなった、残業時間が増えたなどのケースが該当します。基本給の増加や手当の新設などで継続的に収入が被扶養者の要件を上回るケースは該当しません。また、フリーランスや自営業の人は対象外です。

A

Q

一時的な収入増と認められる金額の上限はありますか？

具体的な上限額は定められていません。収入増が著しく大きい場合などでは雇用契約書等も確認して総合的に判断します。

A

Q

複数の勤務先がある場合はどうしたらよいですか？

複数の勤務先がある場合は、収入増の主な要因となった勤務先の事業主から証明書を取得します。複数の勤務先がそれぞれ一時的な収入増に影響している場合は、それぞれの勤務先から事業主の証明書を取得してください。

A

一時的*な収入増を確認するため、当初の雇用条件のわかるものとして、**雇用契約書**、**労働条件通知書**など、**時間給や日給、勤務時間などを比較検証できるものを提出**してください。

※「一時的」とは概ね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。